

田村市水道事業給水条例の一部を改正する条例

田村市水道事業給水条例(平成17年田村市条例第190号)の一部を次のように改正する。
 第22条の「料金は、次の表の基本料金と超過料金及びメーター使用料との合計額とする。」を「料金は、次の表の基本料金と水量料金との合計額とする。」に改め、表を次のように改める。

田村市全事業区域

基本料金(1箇月につき)		水量料金 (1箇月につき)
口径別	金額	
13mm	1,200円	1 立方メートルから 10 立方メートルまで 1 立方メートルにつき 110 円
20mm	2,700円	11 立方メートルから 20 立方メートルまで 1 立方メートルにつき 215 円
25mm	4,800円	21 立方メートルから 30 立方メートルまで 1 立方メートルにつき 220 円
30mm	7,500円	31 立方メートル以上 1 立方メートルにつき 230 円
40mm	14,800円	
50mm	22,000円	
65mm	35,000円	
75mm	55,000円	
100mm	93,000円	
125mm	120,000円	

第29条第2項第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号の表を次のように改める。

田村市全事業区域

メーターの口径	加入金の額
13ミリメートル	132,000円
20ミリメートル	358,000円
25ミリメートル	584,000円
30ミリメートル	834,000円
40ミリメートル	1,866,000円
50ミリメートル	2,497,000円
75ミリメートル	6,113,000円
100ミリメートル	11,956,000円
125ミリメートル	17,934,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の田村市水道事業給水条例第22条の規定は、使用月の始期がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日である使用月に係る使用料について適用し、使用月の始期が施行日前の日である使用月に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 都路水道事業区域においては、平成27年10月1日から施行する。